

市民活動、ボランティア活動団体等現況調査票記入要領

1. 昨年、提出いただいたデータ及び市民交流プラザ使用許可申請書を基に調査票に記載しておりますので、変更・訂正がある場合は、**赤字にて訂正**ください。
2. 「3 連絡先」のメールアドレスについて、メールが可能な団体はご記入をお願いいたします。
 ※今後、市からの情報提供等をする際は、メールもしくはFAXでお送りします。
3. 「5 活動区分」は、下記の「活動分野」の表を参考に、現在活動している分野に該当する番号全てを○で囲んでください。
4. 「13 市ホームページ掲載の可否」については、十和田市のホームページにおいて、活動団体の紹介をしております。貴団体の情報を掲載することに承諾する場合は「承諾します」を○で囲んでください。
 承諾しない場合は「承諾しません」を○で囲んでください。

活動分野の内容

No.	活動分野	No.	活動分野
1	保健、医療又は福祉増進を図る活動	11	国際協力の活動
2	社会教育の推進を図る活動	12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
3	まちづくり推進を図る活動	13	子どもの健全育成を図る活動
4	観光の振興を図る活動	14	情報化社会の発展を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	15	科学技術の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	16	経済活動の活性化を図る活動
7	環境の保全を図る活動	17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
8	災害救援活動	18	消費者の保護を図る活動
9	地域安全活動	19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	20	その他

調査に関するQ & A

Q 1 調査に協力した場合、どんなことが期待できますか？

A 1 調査にご協力いただき、市ホームページへの掲載を承諾いただいた団体は、活動内容をPRすることができ、新たな会員の確保や団体相互のネットワーク形成に役立ちます。

また、市から団体への情報提供の際に活用させていただきます。

Q 2 ボランティア活動団体等とは？

A 2 継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としないグループ・団体

※「継続的」とは…イベントや単発的なキャンペーン等のための、1回限りの活動を行っただけの団体は除きます。ただし、年1回の行事でも継続して行っている場合は対象となります。

※「社会的活動」とは…その活動の利益が特定の個人や団体のためではなく、不特定多数のために行う活動を指しますが、社会的活動が団体の主たる活動か従たる活動かは問いません。

※「営利を目的としない」とは…団体が収益事業を行うことを否定するものではありませんが、その利益を会員等に還元するなど営利目的の団体は除きます。

※事務局機能＝連絡先（個人代表可）があることを条件とします。

ただし、次の団体は除きます。

①特定非営利活動法人（NPO法人）以外の公益法人

例）社団法人、財団法人、社会福祉法人等

②行政の委嘱による団体

例）消防団、水防団、民生委員協議会等

③経済的立場、宗教的立場、政治的立場などを同じくするもの、また共通の趣味の愛好者が、組織的結合によってその共通利益を擁護し、発展させることを目的とする組織

例）商工会議所、商工会、業界団体、宗教関係団体、政治活動団体等